

「虚偽事実の流布」の不正競争行為等損害賠償請求事件：東京地裁平成 28(ワ)15812・平成 30 年 8 月 17 日（民 40 部）判決〈請求一部認容〉

### 【キーワード】

非真正商品の並行輸入，真正品でないとの事実の推認，推認と反証，商標権の侵害，ネット販売広告会社の存在，虚偽事実の掲載流布（不競法 2 条 1 項 15 号），損害賠償金の請求（不競法 4 条，民法 709 条・710 条），弁護士費用

### 【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，33 万円及びこれに対する平成 28 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを 50 分し，その 1 を被告の負担とし，その余は原告の負担とする。
- 4 この判決は，第 1 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

1 本件は，インターネットショッピングサイトを通じて米国法人の製造する医薬部外品を日本の消費者に販売していた原告が，日本における同商品の独占的な販売代理店である被告に対し，原告の出品アカウントが停止され，上記医薬部外品の販売ができなくなったのは，被告が，①原告の商品が真正品ではなく，その販売が薬事法に違反しているなどの（別紙）本件記載内容目録記載の虚偽の事実を被告のホームページに掲載して流布し，また，②上記米国法人を幫助・教唆し，又はこれと共同して上記サイトの運営会社に原告商品の販売停止を要求したことによるものであり，上記①の行為は不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 15 号の不正競争行為（選択的請求 1）又は原告の名誉，信用を毀損する不法行為（選択的請求 2）に，上記②の行為は不法行為（選択的請求 3）にそれぞれ該当すると主張し，不競法 4 条又は民法 709 条，710 条に基づき，損害賠償金 1306 万 8743 円（平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 4 月 22 日までの逸失利益 733 万 5221 円，無形損害 500 万円，弁護士費用 73 万 3522 円の合計額）及びこれに対する不正競争行為又は不法行為の後の日である同年 9 月 9 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金並びに同年 4 月 23 日から同年 10 月 20 日（被告のホームページから別紙本件記載内容目録記載 1～3 が削除された日）までの逸失利益（一日当たり 3 万 5782 円）及びこれに対する同各日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い事実並びに文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者等

原告（エーワイ スタイル ユーエスエー）は、カリフォルニア州法に準拠して設立された卸売業及び小売業等を目的とする株式会社である。

被告（高嶋屋有限会社）は、医薬部外品の輸入、製造及び販売等を目的とする有限会社である。

米国人であるJolen International Inc.（以下「ジョレン本社」という。）は、医薬部外品ジョレンクリームブリーチ（以下「本件商品」という。）を製造し、米国内で販売しており、同商品には Jolen Cream Bleach Mild 1oz（以下「本件商品1」という。）、Jolen Cream Bleach 1oz（以下「本件商品2」という。）、Jolen Cream Bleach 4oz（Large）（以下「本件商品3」という。）の3種類が含まれる。

(2) 原告及び被告による本件商品の販売

原告は、「Style US Online」という店舗名で、インターネットショッピングサイトであるAmazon.co.jp（以下「本件サイト」という。）を通じて、日本の消費者に対し、本件商品である旨を表示してクリームブリーチ（以下、原告の販売している商品を「原告商品」という。なお、原告商品が本件商品の真正品かどうかについては当事者間に争いがある。）を輸出し、販売していた。

本件サイトを運営、管理しているのは Amazon Services International, Inc. であり、その日本国内における問合せ窓口は日本法人であるアマゾンジャパン株式会社である（以下、両社を特に区別せず「アマゾン社」という。）。（乙1の2）

被告は、日本におけるジョレン本社の製造する商品の独占的な販売代理店であり、ジョレン本社が米国で製造した商品を購入し、日本国内において販売している。（乙9）

(3) 被告及びジョレン本社の行為

ア 被告は、別紙本件記載内容目録の各記載（以下、同目録記載1～6の各記載をその番号に応じて「本件記載1」などといい、これらを総称するときは「本件各記載」という。）を、被告のホームページの「緊急告知！」と題するページ（以下「本件ウェブページ」という。）に掲載した（以下、被告の同行為を「本件掲載行為」という。）。同ページへは、被告のホームページのトップページにある「模造品・偽物及び並行輸入対策について」という記載をクリックすることにより移動することができる。

本件ウェブページは、記載のない冒頭の記事（以下「冒頭記事」という。）及び日付の記載のある記事によって構成されているところ、本件記載1～3は平成27年6月22日付け記事の、本件記載4及び5は平成26年10月28日付け記事の、本件記載6は冒頭記事の一部である（該当部分については別紙

本件ウェブページ目録の下線部参照)。(甲1, 2)

被告は、平成28年10月20日、本件記載1~3を削除した。(甲10。削除日については当事者間に争いが無い。)

イ ジョレン本社は、平成27年11月13日付け連絡文書をもって、アマゾン社に対し、原告は本件商品の模造品を販売していたLA Celeb Style (以下「セレブスタイル」という。)と同一の販売者であり、セレブスタイルの商品に対する販売停止措置が採られた後に本件商品の類似品を販売しているとして、原告による本件サイトでの本件商品の販売の停止を求めた(以下「本件販売停止要求」という。)(乙3の1)

#### (4) アマゾン社による原告のアカウント利用停止措置

アマゾン社は、平成27年12月6日、原告に対し、原告商品の購入者から寄せられた連絡を調査した結果、原告の出品アカウントを一時停止した旨(以下「本件アカウント利用停止措置」という。)を通知した。(甲5)

### 3 争点

#### (1) 本件掲載行為についての不競法4条に基づく請求(選択的請求1)

ア 本件掲載行為の不競法2条1項15号該当性(争点1-1)

イ 故意, 過失の有無(争点1-2)

#### (2) 本件掲載行為についての不法行為に基づく請求(選択的請求2)

名誉毀損の成否(争点2)

#### (3) 本件販売停止要求についての不法行為に基づく請求(選択的請求3)

本件販売停止要求の違法性及び同行為に関する被告の責任の有無(争点3)

#### (4) 損害の発生及び損害額

ア 本件掲載行為又は本件販売停止要求と本件アカウント利用停止措置との間の因果関係の有無(争点4-1)

イ 損害額(争点4-2)

## 【判 断】

### 1 認定事実

#### (1) 原告がアマゾン社から本件アカウント利用停止措置を受けるまでの経緯

ア 被告は、セレブスタイルが本件サイトに出品したジョレンクリームブリーチを入手して真正品であるか否かの調査を行い、真正品でないことを確認した。被告は、このことをジョレン本社に報告し、同社も同商品を検査して真正品でないことを確認した。ジョレン本社は、アマゾン社に対し、平成27年8月27日付けで、セレブスタイルが出品した同商品が真正品でないことを通知し、添付資料を付した上で速やかに本件サイトにおけるセレブスタイルの販売を停止することを求めた。(乙1の1, 乙9)

これに対し、アマゾン社は、同年9月14日付けで、ジョレン本社に対し、セレブスタイルが出品していたジョレンクリームブリーチの本件サイトにおける販売及び販売のための掲載を中止したと報告した。(乙1の2)

イ ジョレン本社は、同年9月30日付けで、アマゾン社に対し、本件サイトにおけるセレブスタイルのジョレンクリームブリーチの販売及び販売のための掲載がなお継続していること、及び、カリフォルニアマートの出店ページのリンク、表示された商品名、商品画像、商品の説明、本件サイトでの取り扱い開始日、ASIN及びカスタマーレビューが、いずれもセレブスタイルの出店ページと同一であることから、カリフォルニアマートとセレブスタイルは同一の販売業者であることを通知し、上記二社の販売の停止を求めた。  
(乙2の1)

これに対し、アマゾン社は、同年10月16日付けで、ジョレン本社に対し、本件サイトでは商品詳細ページを出品者間で共有しているから、商品詳細ページ内容の同一性は出品者の同一性を示唆するものではないこと、及び、出品者のアカウントの登録内容を調査したところ、セレブスタイルとカリフォルニアマートが同一の出品者であるとは認められなかったことを通知した。(乙2の2)

ウ ジョレン本社は、同年11月13日付けで、アマゾン社に対し、カリフォルニアマート及び原告がジョレンクリームブリーチを販売していることを指摘した上で、両社の出店ページがセレブスタイルのものと同一であること、セレブスタイルの出店ページが削除されたのとほぼ同時にこれら二社がセレブスタイルの出店ページと同一の出店ページにより同商品の販売を開始していることから、カリフォルニアマート及び原告は、セレブスタイルと同一の販売者と考えざるを得ないとして、上記二社の同商品の販売停止を求めた(本件販売停止要求)。(乙3の1)

なお、被告又はジョレン本社は、セレブスタイルの商品の場合と異なり、原告商品を手に入していない。

アマゾン社は、同月26日付けで、ジョレン本社が指摘した商品については販売停止の手続を採るとしたが、上記イと同様の理由で、セレブスタイルとカリフォルニアマート及び原告が同一の出品者であるとは判断できないので、出品アカウント停止の措置を採ることができないことを通知した。(乙3の2)

エ アマゾン社は、同年12月1日、原告に対し、原告が販売していた原告商品のうちジョレン本社が指摘した上記商品について、ジョレン本社の商標権を侵害するとの報告を受けたことから、その出品及び詳細ページを削除したことを連絡した。(甲19)

オ 原告は、同年12月4日、アマゾン社から、原告が出品していた原告商品につき、購入者から真贋に関する連絡があったとして、問題が解決するまで当該出品を停止するとの通知を受けた。これに対し、原告は、同月5日、原告商品が真正品であることを示す資料として、当該商品を購入した際の請求書を送付した。(甲20, 21, 22)

カ アマゾン社は、同年12月6日、原告が出品している原告商品について、

購入者から真贋に関する連絡及び不良品である旨の連絡があったとして、原告に対し、本件アカウント利用停止措置をした。(甲5)

原告は、アマゾン社に対し、米国内の真正品のみ取り扱っていると説明して、再度同じ請求書を提出したが、同社は、同月7日、原告のアカウントを審査した結果、本件サイトの基準を満たしていないとして、アカウントの再開はできないと通知した。(甲23, 24)。

キ 平成29年2月20日時点において、セレブスタイルは本件サイトのアカウント利用停止措置を受けておらず、カリフォルニアマートについては商品の販売も停止されていない。(乙5, 7)

## (2) セレブスタイルと原告の関係等

セレブスタイルの運営会社はJ&R社であり(乙12)、同社の代表者(president)はX、登録代理人(Registered Agent)は原告代表者である。また、カリフォルニア州で設立された法人であるナチュラ社の代表者はXであり、原告代表者はその取締役である。(乙13, 14)

## (3) 原告商品及び本件商品等の販売価格

本件商品1の米国内の価格は5～7ドルであり、被告の同商品の販売価格は2000円～3000円である。他方、これに相当する原告商品の価格は700円～900円であり、配送料は500円である。(甲8, 9, 17, 27, 34～39, 41)

## (4) 医薬部外品製造販売業許可の要否

当裁判所からの調査嘱託に対し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長は、「原告が日本国内の消費者に対して原告商品等を直接送付することにより販売した行為は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器法」という。)2条13項において定義された「製造販売」に該当しないため、原告は、同法12条1項に規定された医薬部外品製造販売業許可を得る必要はない」旨回答した。(調査嘱託の結果)

## 2 本件掲載行為についての不競法4条に基づく請求(選択的請求1)について

### (1) 争点1-1(本件掲載行為の不競法2条1項15号該当性)について

#### ア 本件各記載が原告に関するものであるかどうかについて

被告は、本件各記載が原告に関するものではない旨主張するので、まず、この点について検討する。

#### (ア) 本件記載1について

前記のとおり、本件記載1～3は平成27年6月22日付け記事に含まれるものであるところ、本件記載1は、セレブスタイル、原告を含む四つの販売業者の名称や店舗名等を記載した部分とその直下の文章部分から成り、当該文章部分には、「オンライン通販Amazon.co.jpで名前を変えたり極端な安価格にて、販売をしている業者」、「弊社からJOLEN本社

に報告をし販売の中止命令を掛けましたが、今だ（判決注：ママ）勝手に販売している業者」などと記載されている（甲2）。

このように、本件記載1の文章部分には具体的な業者の名称は記載されていないものの、その直前には原告を含む複数の業者の名称が列記され、また、当該文章部分に摘示されている事実が原告に妥当しないことを示唆する記載も存在しないことに照らすと、本件記載1を閲覧した者は、当該文章部分の「業者」には原告も含まれると理解するのが自然である。

これに対し、被告は、「名前を変え」ていると指摘されているのはセレブスタイルのみであることを理由として、本件記載1は原告を対象としていないと主張するが、当該文章部分の文面上、その記載がセレブスタイルのみに関するものであると理解することは困難であり、被告の主張は採用できない。

したがって、本件記載1は原告に関する記載であると認められる。

(イ) 本件記載2について

本件記載2は、本件記載1の直下にある本件サイトの商品ページのリンクの記載に引き続く記載部分であり、三つの文から構成されている。

このうち、第1文は、「JOLEN, USAは取引をしていないので並行輸入事態（判決注：ママ）ができませんし厚生労働省の許認可もなく販売を行っているので薬事法違反になります。」というものであるところ、列記された各業者の住所がいずれも米国であることにも照らすと、同記載に接した者は、その記載が、原告も含む本件記載1に列記された全ての業者に妥当するものと理解するのが自然である。

他方で、第2文及び第3文は、「この店から現在、書いてある住所には、CAのUPSストアの所在地で実際このショップはこの住所に存在しません。本社でも、大変困っている店です。」というものである。同記載にいう「この店」が本件記載1に列記された四つの販売業者のいずれかの店舗を指すと解し得るとしても、同各販売業者の住所はいずれもカリフォルニア州にあることから、同記載に接した者が「この店」が原告の店舗を指すと理解するとは考え難い。

以上によれば、本件記載2の第1文は原告に関する記載であると認められるが、第2文及び第3文が原告に関する記載であるということとはできない。

(ウ) 本件記載3について

本件記載3の記載は、「調査理由」として四項目を挙げた上で、「この様なショップが最近非常に多くなって来ています。アメリカ製だからと言ってパッケージをコピーする業者も最近発見致しました。」と記載されているものであるところ、同記載の趣旨は、その文面上必ずしも明らかではなく、本件記載1及び2との関係も明確ではない。

また、「この様なショップが最近非常に多くなって来ています。」との記載は、上記各項目に当てはまる業者が増えているという一般論をいうものと

理解するのが自然であり、また、本件ウェブページの記載全体を総合しても、原告が「アメリカ製だからと言ってパッケージをコピーする業者」に該当すると認めることはできない。

これに対し、原告は、本件記載3の記載は原告を特定した平成27年6月22日付け記事に含まれるものであるから、原告について記載したものである旨主張するが、本件記載3が同記事の一部を構成することから直ちに同記載が原告について述べたものと認めることはできない。

したがって、本件記載3が原告に関する記載であると認めることはできない。

(エ) 本件記載4及び5について

本件記載4及び5は、平成26年10月28日付け記事の一部であるところ、本件記載4には、「アメリカからの発送で、正規品と告知し、香港経由でアメリカに入れ、カリフォルニアなどから発送している業者を発見致しました。」と記載され、本件記載5も含め、具体的な販売業者名や店舗名は記載されていない。

本件記載4及び5を含む同記事は、原告の名称が記載された平成27年6月22日付け記事の半年以上前に掲載されたものであるから、本件記載4の「業者」が本件記載1で列記された業者を当然に指すものと解することはできない。

また、本件ウェブページには原告が原告商品を「香港経由でアメリカに入れ、カリフォルニアなどから発送している」と解し得る記載はないので、同ウェブページの記載全体を総合しても、本件記載4の「業者」が原告を意味すると理解するとは考えられない。

これに対し、原告は、本件記載4及び5は、原告の名称等が記載された平成27年6月22日付け記事とあいまって原告と特定できると主張するが、本件ウェブページの記載全体を総合しても、本件記載4の「業者」が原告を意味すると解することができないことは、前記判示のとおりである。

したがって、本件記載4及び5が原告に関するものであると認めることはできない。

(オ) 本件記載6について

本件記載6を含む冒頭記事には、「最近、インターネット上のショッピングモールにおいて、韓国や中国から発送する方法により、JOLEN（ジ<sub>10</sub>ヨレンクリームブリーチ）を販売している業者があります。」との記載があるところ、冒頭記事は、平成26年10月28日付け記事よりも更に前に掲載されたものであると認められることから、冒頭記事にいう「業者」が原告を当然に含むものであるということとはできない。

また、本件ウェブページには原告が「韓国や中国から発送する方法により」商品を販売していると解し得る記載はないので、同ウェブページ全体の記載を総合しても、本件記載6の「業者」が原告を意味すると理解するとは

考えられない。

これに対し、原告は、冒頭記事はページ全体にわたる告知であることから、本件記載1等とあいまって同記載が原告に関するものであると理解できると主張するが、本件ウェブページの記載全体を総合しても、本件記載4の「業者」が原告を意味すると解することができないことは、前記判示のとおりである。

したがって、本件記載6が原告に関するものであると認めることはできない。

イ 営業上の信用を害する虚偽の事実かどうかについて

上記アによれば、本件各記載のうち、原告に関するものは本件記載1及び同記載2の第1文であり、そこには、①原告商品がジョレン本社の販売している真正品ではないこと、②原告商品の販売価格が極端に廉価であること、③原告がジョレン本社からの販売中止命令に従わなかったこと、④原告が厚生労働省から必要な許認可を得ることなく商品を販売していることの各事実が摘示されているということが出来る。

そこで、以下、上記①～④の各事実が虚偽であるかどうかについて順次検討する。

(7) 原告商品が真正品ではないとの摘示について

原告は、原告商品は真正品であるにもかかわらず、被告が本件ウェブページに「商品は、JOLEN本社の物ではなくどこから仕入れているかも現在分かっていません。」と記載したのは、虚偽の事実を摘示したものであると主張する。

- a しかし、原告は、本件サイトを通じて原告商品を販売していたにもかかわらず、本訴において、自ら販売していた原告商品自体又はその外箱や容器等の画像等を証拠として提出していない。また、原告は、アマゾン社から平成27年12月4日に原告商品の出品停止の連絡を受け、同月6日に原告の出品アカウント停止の連絡を受けた際においても、原告商品が真正品であることを示す資料として、HAF A社からの請求書1枚(甲22)を送付しているにすぎず、原告商品自体又はその画像等を同社に提出していない。

原告は、少なくとも平成27年12月の時点においては原告商品を実際に販売しており、在庫等も保有していたと考えられるのであるから、アマゾン社からの通知に対し、出品停止やアカウント停止などの重大な措置を回避するため、原告商品の写真や同商品とジョレン本社が販売している商品を対比する資料などを準備することは容易であったと考えられるが、原告がそのような資料をアマゾン社に提出していないとの事実は、原告商品が真正品ではないことを推認させる事実というべきである。

- b 原告は、原告商品の仕入先はHAF A社であるとして、同社発行に係る請求書(甲22, 50～52)を証拠として提出している。しかし、ジョレン本社の副社長は、ジョレン本社とHAF A社とは取引関係はなく、卸売業者



に確認したところ、全ての業者がH A F A社を知らないと回答したと陳述しており（乙9）、他に同社が本件商品の真正品を取り扱っていたことを具体的に示す証拠はない。

これに対し、原告は、ジョレン本社が二次卸、三次卸まで把握しているとは考えられないとするが、原告は、H A F A社の仕入先については明らかにしておらず、いずれにしても、原告商品がジョレン本社の真正品を取り扱う業者から仕入れたものであると認めるに足りる証拠はない。

また、H A F A社の請求書上の本件商品1の販売価格は約4ドルであるが、真正品の米国内の販売価格が前記認定のとおり5～7ドルであることに照らすと、原告商品の仕入先がH A F A社であるとしても、その仕入価格は真正品に比べて廉価にすぎるといふべきである。

さらに、アマゾン社宛てのメール（平成27年12月5日及び同月7日付け）に添付されていた同年9月17日付け請求書（甲22）と、本訴において新たに提出された同年10月及び11月に作成された請求書（甲50～52）は、その書式（フォント、記載の位置、大文字／小文字等）において多数の相違点が認められる。このように、近接する期間内に発行されたH A F A社の同一顧客宛ての請求書の書式等が異なるのは不自然といわざるを得ず、原告はその理由について合理的な説明をしていないことからすると、これらの証拠の信用性は低いといふべきである。

- c 平成27年8月27日付けのジョレン本社からアマゾン社への連絡文書（乙1の1）は、セレブスタイルが本件商品の模造品を販売していることを通知するものであるところ、その添付文書3によれば、セレブスタイルが日本の消費者に販売していた商品は本件商品の模造品であると認めることができる。

この点について、原告は、セレブスタイルの販売する商品は、ジョレン本社から許諾等を受けたインドに所在するKundan Care Products Limited（以下「クندان社」という。）が作成したものであると主張するが、ジョレン本社の副社長はこれを否定するところ（乙9）、クندان社がジョレン本社から本件商品の製造について許諾等を受けていたと認めるに足りる証拠はない。

他方、前記認定のとおり、セレブスタイルの運営会社はJ & R社であり、同社の代表者（president）はX、登録代理人（Registered Agent）は原告代表者であると認められ、これによれば、本件商品の模造品を販売していたセレブスタイルと原告とは、同種類の商品を同様の方法で販売し、かつ、密接な人的関係を有するものといふことができる。

このような原告とセレブスタイルとの関係は、原告商品が真正品ではないことを直接的に示すものではないが、原告商品が真正品であることに疑念を抱かせる事情といふことができる。

- d 前記認定のとおり、アマゾン社は、平成27年12月4日に購入者より本

件商品1に関する真贋に関する連絡があったことを理由として、原告商品の出品を停止し（甲20～22）、同月6日、複数の購入者から本件商品1及び3に関する真贋に関する連絡があったことなどを理由として、原告の出品アカウントを停止した（甲5）。

他方、アマゾン社は、同様にジョレン本社から出品停止の要求を受けたセレブスタイルについては出品停止措置を採ったものの、出品アカウントの停止は行わず、カリフォルニアマートについては何らの措置も採らなかったことは前記認定のとおりである。

原告商品の購入者のアマゾン社に対する連絡内容及び同社の調査内容は明らかではないものの、前記のとおり、平成27年8月27日付けのジョレン本社からアマゾン社への連絡文書（乙1の1）には本件商品1（真正品）の外箱、容器等の写真が添付されており、アマゾン社は真正品の外箱や容器等の外観を把握した上で原告商品に対する審査を行ったと考えられることや、同種の製品を販売する上記三社のうち原告に対して最も厳しい措置が採られていることを考慮すると、アマゾン社は、購入者からの連絡内容等を慎重に審査した上で原告商品が真正品ではないとの判断に至ったものと考えられる。

これに対し、原告は、アマゾン社は、被告又はジョレン本社からの通知内容に依拠してアカウント停止に及んだと主張するが、アマゾン社が自社の運営・管理する本件サイトの利用者に対して出品アカウント停止という厳しい措置を講じるに当たって、被告又はジョレン本社の通知内容にそのまま依拠したとは考え難く、その基準に照らして慎重に審査を行ったと推認するのが相当である。

そうすると、アマゾン社が原告に対し原告のアカウント利用停止措置を講じたとの事実も、原告商品が真正品ではないことを示す事情であるということが出来る。

- e 以上を総合すると、原告商品はジョレン本社が製造、販売する本件商品の真正品ではないものと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

したがって、原告商品がジョレン本社の販売している真正品ではない旨の本件記載1の記載が虚偽であるということとはできない。

- (4) 原告商品の販売価格が極端に安価であるとの摘示について

原告は、「極端な安価格にて、販売をしている」との記載は原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の摘示であると主張する。

前記判示のとおり、本件商品1の米国内の価格は5～7ドル、被告の同商品の販売価格は2000円～3000円であり、これに相当する原告商品の価格は700円～900円であると認められるところ、原告商品の販売価格は、米国内の販売価格と比較すると「極端な安価格」であるとまではいうことはできない。

もともと、他者より廉価で商品を販売している旨の摘示は、それ自体が営

業上の信用を害するものではなく、当該商品が真正品でないなどの記載とあいまって営業上の信用を低下させるものであるということが出来る。前記判示のとおり、本件においては、原告商品が真正品ではない旨の摘示が虚偽とはいえない以上、原告商品が「極端に安価格」である旨の記載が、独立して原告の営業上の信用を害するものとは認められない。

(ウ) ジョレン本社からの販売中止命令に従わなかったという摘示について

原告は、原告がジョレン本社からの販売中止命令に従わなかった旨の記載が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の摘示であると主張する。

この点、確かに、ジョレン本社が原告に対し販売中止を求めたことを示す証拠は存在しないが、上記記載は、原告商品がジョレン本社の製造、販売する本件商品の真正品ではない旨の記載とあいまって原告の営業上の信用を低下させるものである。前記判示のとおり、本件においては、原告商品が真正品ではない旨の摘示が虚偽とはいえない以上、原告がジョレン本社からの販売中止命令に従わなかった旨の記載が独立して原告の営業上の信用を害するものとは認められない。

(イ) 原告商品の販売が薬事法に違反するという摘示について

被告は、原告が厚生労働省から必要な許認可を得ることなく原告商品の販売を行っている旨の記載が、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の摘示であると主張するところ、調査囑託の結果によれば、カリフォルニア州法に基づいて設立された法人である原告が、日本国内の消費者に対し、米国内で仕入れた医薬部外品である本件商品を直接送付することにより販売する行為は、医薬品医療機器法2条13項所定の「製造販売」に該当しないため、同法12条1項所定の医薬部外品製造販売業許可を得る必要はないものと認められる。そうすると、上記記載は、虚偽の事実を摘示したものであり、これに接した一般人は、原告が関連法令に違反している業者であるとの印象を受けると考えられるので、原告の営業上の信用を害するものであるということが出来る。

これに対し、被告は、調査囑託先と原告が事前に折衝を行い、事実と異なる情報が提供されたことから、これを前提とする回答内容の信用性を低いと主張するが、上記調査囑託の回答者は囑託書に記載された事実に基づき、所管法令の解釈に関する見解を示したものであり、原告との事前の折衝が当該回答に影響を及ぼしたとの被告主張は理由がない。

ウ 競争関係の有無について

原告商品と被告の販売する商品は、原告商品が真正品であるかどうかにかかわらず、いずれも日本国内の消費者を対象とし、その内容はクリームブリーチであることから、競争関係にあることは明らかである。

エ 小括

以上によれば、上記イ①～④の各事実のうち、原告が厚生労働省から必要な許認可を得ることなく原告商品の販売を行っている旨の事実（上記④）の

摘示は不競法2条1項15号にいう「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の流布」に該当するが、その余の事実の摘示は同号の不正競争行為には該当しないというべきである。

## (2) 争点 1-2 (故意, 過失の有無) について

被告は、本件掲載行為は北海道保険福祉部等の関係部局への照会結果に基づくものであるから、被告は一般的に要求される注意義務を尽くしたものであると主張する。

しかし、被告作成に係る報告書(乙8)に記載されるようなやりとりが関係行政庁との間で実際に行われたとしても、そこで示されている見解は、業者が外国から日本の消費者に対して直接商品を発送する場合であるからといって、許認可を不要とする個人輸入代行に必ず該当するものではないというものにとどまり、原告による原告商品の販売について許認可が必要である旨の確定的な見解が示されたものではない。

しかるに、被告は、更に十分な調査・検討を行うことなく、独自の判断に基づき、原告商品の販売について厚生労働省の許認可が必要であると断定する記載をホームページに掲載したものであり、かかる被告の行為は事業者として通常求められる注意義務を尽くしたものであるということとはできない。

したがって、被告には過失が認められる。

## 3 本件掲載行為についての不法行為に基づく請求(選択的請求2)について

原告に関する本件各記載のうち、上記2(1)イ①～③の各事実を摘示した行為については不正競争行為と認められないことから、これらの行為について名誉毀損が成立するかどうか(争点2)について検討する。

原告商品が真正品でないことを本件ウェブページに掲載し、公衆に公然摘示する行為は、同ページを閲覧した一般人に対し、原告商品が品質の劣った模造品であるとの印象を与え、ひいてはその販売元である原告が模造品を販売する業者であるかのような印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる行為といえることができる。

しかし、原告商品がジョレン本社の製造する本件商品の真正品ではないと推認され、これを覆すに足る証拠はないことは前記判示のとおりであるから、原告商品が真正品ではない旨の上記記載は真実であり、かつ、真正品でない商品が販売されていることを消費者に告知することは、真正でない商品により消費者が健康被害等を受けることを予防し、商標権等の知的財産権の保護にも資するものであることから、公共の利益に関する事実に当たり、専ら公益を図る目的によるものと認められる。

したがって、上記2(1)イ①～③の各事実を摘示した行為については名誉毀損が成立するとの原告主張は採用し得ない(なお、前記判示のとおり、上記②及び③の事実は、上記①の事実とあいまって営業上の信用を害するものであるから、上記①の事実について名誉毀損が成立しない以上、独立して名誉毀損を構成するものではない。)。

#### 4 本件販売停止要求についての不法行為に基づく請求（選択的請求3）について

本件販売停止要求が違法行為を構成するかどうか（争点3）に関し、原告は、当該要求は原告商品が模造品であるとの虚偽の事実を告げて原告商品の販売行為の停止を求めるものであるから、原告の営業上の信用を毀損する不法行為に当たると主張する。

しかし、本件販売停止要求は、ジョレン本社からアマゾン社に対してされたものであり、不特定または多数人に対してされたものではないから、名誉又は信用毀損による不法行為を構成しない。

また、事業者が、自己の製造、販売する商品の模造品を市場から排除するため、当該商品である旨を表示する他者の商品について、その商品が販売されているインターネットショッピングサイトの管理・運営者に対し、模造品である可能性を指摘して出品停止等の措置を採ることを求めること自体が違法な行為であるということもできない。

したがって、本件販売停止要求が不法行為を構成するとの原告主張は、理由がない。

#### 5 損害の発生及び損害額について

##### (1) 争点4-1（本件掲載行為又は本件販売停止要求と本件アカウント利用停止措置との間の因果関係の有無）について

原告は、原告商品を購入した消費者は、被告のホームページにアクセスして本件各記載を目にした結果、商品自体には問題がないとしても、購入した品物が模造品ではないかとの不安を抱いてアマゾン社に問合せを行い、その結果、本件アカウント利用停止措置に至ったものであるから、本件掲載行為と本件アカウント利用停止措置との間には因果関係があると主張する。

しかし、アマゾン社が、ジョレン本社から出品停止の措置を求められた事業者のうち、セレブスタイルについては出品停止措置を採ったものの、出品アカウントの停止は行わず、カリフォルニアマートについては何らの措置も採らなかったことは前記判示のとおりである。この事実が示すとおり、アマゾン社は、外部からの連絡を契機として自ら必要な調査・判断を行い、自社の基準に基づき措置を講じているのであり、仮に同社が本件ウェブページの記載に接したことがあるとしても、同記載やジョレン本社からの通知にそのまま依拠して本件アカウント利用停止措置に及んだとは考えられない。

また、原告は、アマゾン社に対して原告商品の真贋の問合せを行った購入者が、商品自体には問題がないとしても、本件ウェブサイトの記載を目にして不安を抱き、アマゾン社に真贋の問合せをしたと主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。むしろ、消費者は、原告商品を実際に購入、使用してみて、同商品が模造品又は不良品ではないかとの疑念を抱いたことから、販売者に関する情報を有するショッピングサイトの管理・運営者に問合せをしたと考えるのが自然である。また、購入者が仮に本件各記載を目にしてアマゾ

ン社に問合せをしたとしても、いかなる措置を採るかはアマゾン社の自主的な判断に委ねられていることは前記判示のとおりである。

したがって、本件掲載行為と本件アカウント利用停止措置による逸失利益の損害との間に因果関係があると認めることはできない。

## (2) 争点4-2 (損害額) について

上記のとおり、被告は、原告商品の販売が必要な許認可を取得せずに行われたとの虚偽の事実を摘示したものであり、原告はこれによりその信用が毀損されたと認められるところ、上記信用毀損による損害を填補するに足りる金額は、虚偽であると認められる事実の内容・性質、本件ウェブページにおける掲載期間(約1年4か月間)及び掲載方法、その掲載による顧客対応の要否など諸般の事情を考慮すると、30万円と認めるのが相当である。

これに対し、被告は、法人が販売する商品に関する事実の摘示については、損害は財産的損害としての逸失利益に全て内包され、別途無形損害は発生しないと主張するが、上記の虚偽の記載により原告の社会的評価は低下したというべきであり、これを填補するための損害が逸失利益に全て内包されると解することはできない。

原告は弁護士を選任して本件訴訟を遂行しているところ、本件事案の性質、上記認容額、その他諸般の事情を考慮すると、その弁護士費用のうち3万円を被告の上記不正競争行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

(3) 以上より、本件掲載行為により原告が被った損害額は、合計33万円となる。

## 6 結論

以上によれば、原告の請求は、33万円及びこれに対する平成28年9月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件は、原告がネットサイトを通して、米国法人が製造する医薬部外品を、わが国の消費者に販売していたところ、被告が、①原告の販売商品は真正品ではなく薬事法に違反している等と、本件記載内容目録記載の虚偽の事実を被告のHPに掲載して流布し、②米国法人を幫助・教唆し、又はこれと共同して上記サイトの運営会社に原告商品の販売停止を要求したことによるものと主張し、①の行為は不競法2条1項15号に規定する不正競争行為又は原告の名誉・信用を棄損する不法行為に該当し、②の行為は民法709条、710条の不法行為に該当するとして、損害賠償金等の支払いを求めた事案である。

それにしても、本件の不正競争行為事件は複雑な事案関係が混然とした医薬部外品をめぐる真正商品の不正輸入販売事件であるところ、これにアマゾン・

ジャパンという大手のネット販売広告企業が絡んでいる事案であり、原告がアマゾン社によるアカウント利用停止措置を受けたことによる損害発生との因果関係が争われた事案である。

2. 原告は、米国カリフォルニア州法に準拠して設立された卸売業と小売業等を目的とする株式会社であり、被告は医薬部外品の輸入、製造及び販売等を目的とする日本の有限会社であり、また米国法人のジョレン本社は、医薬部外品ジョレンクリームリーチ（本件商品）を製造し、米国内で販売している会社である。

原告は、アマゾンの本件サイトを通じて、日本の消費者に対し、本件商品である旨を表示して原告商品を除去し、販売していたのに対し、被告は日本におけるジョレン本社の製品の独占的な販売代理店として、米国で製造した真正商品を輸入し日本国内で販売したのである。

そこで、まず被告は、原告と同一の販売者であるセレブスタイルの商品に対する販売停止の措置を採った後も本件商品の類似品の販売を原告は本件サイトでしているとして、本件商品の販売停止を要求したのである。

アマゾン社は、平成27年12月1日、原告に対し、原告が販売していた原告商品の内、ジョレン本社が指摘した上記商品はジョレン本社の商標権を侵害する旨の報告を受けたから、その出品及び詳細ページを削除した旨を連絡したのである。

また、アマゾン社は平成27年12月6日、原告に対し、原告商品の購入者から寄せられた連絡を調査した結果、原告の出品アカウントを一時停止した旨を通知したのである。

3. そこで、被告等による本件掲載行為についての不競法4条に基づく原告の請求についての裁判所の認否判断を視ると、次のようになる。

### 3. 1 争点1-1について

(1) これは、不競法2条1項15号に規定する「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を被告が行ったかが問われたが、裁判所は次のように認定した。

- ① 本件記載①については、原告に関する記載であると肯認した。
- ② 本件記載②については、第1文は原告に関する記載と肯認したが、第2文と第3文については否認した。
- ③ 本件記載③については、原告に関する記載であることを否認した。
- ④ 本件記載④と⑤については、原告に関する記載であることを否認した。
- ⑤ 本件記載⑥については、原告に関する記載であることを否認した。

この上に立って裁判所は、以下、営業上の信用を害する虚偽の事実かどうかについて判断したのである。

原告商品の販売価格が極端に安価であるとの適示については、本件商品1の

米国での価格は5～7ドルで、これに相当するわが国での原告商品の価格は700円～900円と認められるから、「極端な安価格」とはいえないと認定している。しかし、わが国における被告商品の販売価格が2000円～3000円であることを比較すると、「極端に安価格」と言わざるを得ないのである。

以上の事実を総合すると、原告商品はジョレン本社が製造、販売する本件商品の真正品ではないものと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない、と裁判所は判示しているのである。けだし、裁判所において、真正商品であることを認定判断する際には、「推認」を裏付けるための証拠の存在が必要であるのに、そのような存在がなにもなければ、真正商品ではないと判断せざるを得ないのである。そして、このような「推認」できる場合とは、あらゆる裁判事件に共通する基準が存在すると解すべきである。

### 3. 2 争点1-2について

これは、原告が原告商品の販売について、被告が独自の判断で、原告商品は厚生労働省の許認可が必要であるとの記載をHPで掲載した行為は、事業者として通常求められる注意義務を尽くしたものではないから、被告には過失がある、と裁判所は認定したが、その意味は、医薬部外品の販売の場合にあっては、厚労省による許認可は不要であるのにもかかわらず、原告医薬品について被告があえてそれを指摘したことは過失に価すると判断したのである。

4. 損害の発生と損害額の算定について、裁判所はいろいろと説示しているが、特に本件掲載行為・本件販売停止要求と本件アカウント利用停止措置との間の因果関係について、逸失利益の損害についてはある、と認めることはできないと認定した。

しかし、原告が被った損害額については、被告が、原告商品の販売に必要な許認可を取得せずに行ったとの虚偽の事実を適示されたことによって、原告の信用が毀損されたといえるとして、それに足りる金額は諸般の事情を考慮して30万円と認定し、これに加えて弁護士費用の内の3万円を相当因果関係のある損害と認定したのである。

なお、裁判所は、被告の主張に対し、被告による虚偽の記載により原告の社会的評価は低下したといえるから、これを填補するための損害は逸失利益にすべて内包されると解することはできないと判示した。

しかし、実質的に勝訴した立場にある被告にとっては、30万円の賠償金を裁判所に命じられたことについては、納得することができるだろうか。控訴されてもおかしくない事案であると思う。

5. この判決を読んで思うことは、被告はなぜ反訴を提起しなかったのだろうか。けだし、本件は真正商品の並行輸入事件ではなく、原告は商標権侵害をすでに本国で起こしているのであり、米国のみならず日本国においてもジョレン本社は商標権を取得しているのだから、原告法人からの商品を輸入してい



る日本法人は、被告の立場になり得るからであり、被告法人は商標権の通常使用権を登録しているかも知れないからである。勿論、米国のジョレン本社自身が本訴を提起してもおかしくないのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

## 〔本件記載内容目録〕

1 店舗名：S t y l e U S O n l i n e 販売業者：A Y S t y l e U S A お問い合わせ先電話番号：(省略) 住所(省略) 運営責任者名：Y オンライン通販Amazon. co. jpで名前を変えたり極端な安価格にて、販売をしている業者を発見し、弊社からJOLEN本社に報告をし販売の中止命令を掛けましたが、今だ勝手に販売している業者です。商品はJOLEN本社の物ではなくどこから仕入れているかも現在分かっていません。(JOLEN本社確認中)

2 JOLEN, USAは取引をしていないので並行輸入事態ができませんし厚生労働省の許認可もなく販売を行っているので薬事法違反になります。この店から現在、書いてある住所には、CAのUPSストアの所在地で実際このショップはこの住所に存在しません。本社でも、大変困っている店です。

### 3 調査理由

- 1) アメリカ価格の半額で売っている。
- 2) 住所に会社が存在しない。
- 3) 本社からの直接の電話に仕入先を言えない。
- 4) 本社からの販売中止命令を受け入れない。

この様なショップが最近非常に多くなって来ています。

アメリカ製だからと言ってパッケージをコピーする業者も最近発見致しました。

4 最近、お客様の報告で、アメリカからの発送で、真正品と告知し、香港経由でアメリカに入れ、カリフォルニアなどから発送している業者を発見致しました。

5 真正品は、パッケージ、中に入っている説明書、容器が日本語表記である事、国内発送である事をお確かめの上お買い求めください。

ジョレンジャパン、日本真正品、などの表記のある店舗でお買い求めください。

6 薬事法上の許認可を有さないまま、インターネット等で、並行輸入販売等を行うことは、薬事法違反になります。

(別紙)

## 〔本件ウェブページ目録〕

### 1 冒頭記事

緊急告知！

最近、インターネット上のショッピングモールにおいて、韓国や中国から発送する方法により、JOLEN（ジョレンクリームブリーチ）を販売している業者があります。

しかし、JOLENクリームブリーチは、世界13ヶ国、すべてアメリカにて製造された商品です。

模造品は、その成分や効果等の品質が保証されたものではありませんので、健康被害を生じる可能性があります。

模造品については、くれぐれもご注意ください。またJOLENクリームブリーチは、医薬部外品です。

そのため、真正品であっても、輸入販売をする為には、薬事法上、厚生労働省の許認可が必要です。

薬事法上の許認可を有さないまま、インターネット等で、並行輸入販売等を行うことは、薬事法違反になります。（別紙本件記載内容目録6）

弊社では、たとえ模造品ではなくアメリカ本社で製造された製品であっても、薬事法上の許認可なく販売された商品については、その品質を保証しかねます。

ご購入の際は、パッケージが日本語表記で、「製造販売者高嶋屋有限会社」と書かれているもの以外ジョレンジャパンでの商品ではありません。

また、広告等では、JOLEN JAPAN、ジョレンジャパンもしくは、日本正規代理店などの表記のあるお店でお買い求め下さい。

なお、今後、模造品を販売している業者や、薬事法上の許認可を得ずに販売している業者を発見した場合、法的処置及び、都道府県薬務薬事課に報告致します。」

### 2 平成26年10月28日付け記事

最近、お客様の報告で、アメリカからの発送で、真正品と告知し、香港経由でアメリカに入れ、カリフォルニアなどから発送している業者を発見致しました。（別紙本件記載内容目録4）

かぶれや色味が違うなどの苦情を弊社に頂きました。

その商品は、弊社の扱う真正品では、ありませんでした。

JOLEN（ジョレンクリームブリーチ）は、医薬部外品ですので、効果を語る商品は、厚生労働省管理下の中、安全基準が問われます。

真正品は、パッケージ、中に入っている説明書、容器が日本語表記である事、国内発送である事をお確かめの上お買い求めください。（別紙本件記載内容目録

5)

また、ジョレンジャパン、日本真正品、などの表記のある店舗でお買い求め下さい。（別紙本件記載内容目録5）

弊社、商品の正規販売店は、ホーム上にある量販店、ドラッグストアー、美容サロン、セレクトショップで、お買い求めください。

たとえ、アメリカ真正品であってもパッケージが英語表記の物は、保証は致しかねます。

ジョレンクリームブリーチは、ホームページに記載のある日本正規販売店で  
お買い求め頂けます様、お願い申し上げます。」

### 3 平成27年6月22日付け記事の記載

「緊急情報です。

お客様からのお問合せで、

(中略)

c a

9 2 6 0 4

U S

運営責任者名 (中略)

店舗名：L A C e l e b S t y l e またはU S A サプリメントなどいろいろな名前を使い分けて販売

店舗名：カティア⇒アメリカから同日直送

住所：(中略)

C a l i f o r n i a

9 2 7 0 8 U S

運営責任者名 (中略)

店舗名：S t y l e U S O n l i n e

販売業者：A Y S t y l e U S A

お問い合わせ先電話番号：(省略)

住所：(省略)

運営責任者名：Y (別紙本件記載内容目録1)

店舗名：M a c c o r p

販売業者 (中略)

お問い合わせ先電話番号 (中略)

住所：(中略)

C a l i f o r n i a 9 0 2 4 8 U S

オンライン通販Amazon.co.jpで名前を変えたり極端な安価格にて、販売をしている業者を発見し、弊社からJOLEN本社に報告をし販売の中止命令を掛けましたが、今だ勝手に販売している業者です。商品は、JOLEN本社の物ではなくどこから仕入れているかも現在分かっていません。（JOLEN本社確認中）（別紙本件記載内容目録1）

（中略。本件サイトの商品ページのリンクの記載が十数個列挙されている。）

JOLEN, USAは取引をしていないので並行輸入事態ができませんし厚生労働省の許認可もなく販売を行っているので薬事法違反になります。この店から現在、書いてある住所には、CAのUPSストアの所在地で実際このショップはこの住所に存在しません。本社でも、大変困っている店です。（別紙本件記載内容目録2）

#### 調査理由

- 1) アメリカ価格の半額で売っている。
- 2) 住所に会社が存在しない。
- 3) 本社からの直接の電話に仕入先を言えない。
- 4) 本社からの販売中止命令を受け入れない。

この様なショップが最近非常に多くなって来ています。

アメリカ製だからと言ってパッケージをコピーする業者も最近発見致しました。（別紙本件記載内容目録3）

アメリカ直送でお買い上げになるお客様が万が一、皮膚等の炎症が起きた時にアメリカの電話番号の会社であれば保障を求めても責任をもって対応して頂ける保証がありません。必ずパッケージ及び取り扱い説明書が日本語で記載されているかを確認の上お買い求め下さい。

今現在、ドラッグストア様や量販店様でも販売致しておりますので、お求めは、正規販売店でお買い求め下さい。